

京都市告示第 82 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成18年4月24日付けで認可した東一川町自治会、平成5年6月21日付けで認可した桃南会及び平成13年7月5日付けで認可した大下津町自治会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年4月17日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

団体の名称	変更前	変更後
東一川町自治会	阪東 行雄	高田 慶己
桃南会	山本 恭正	樋口 孟
大下津町自治会	吉田 静夫	小林 勝

2 代表者の住所

団体の名称	変更前	変更後
東一川町自治会	京都市西京区嵐山東一川町 16番地3	京都市西京区嵐山東一川町 3番地の9
桃南会	京都市伏見区桃山与五郎町 1番地の523	京都市伏見区桃山与五郎町 1番地の331
大下津町自治会	京都市伏見区淀大下津町1 62番地の27	京都市伏見区淀大下津町4 番地の25

3 事務所の所在地

団体の名称	変更前	変更後
東一川町自治会	京都市西京区嵐山東一川町 16番地3	京都市西京区嵐山東一川町 3番地の9
桃南会	京都市伏見区桃山与五郎町 1番地の523	京都市伏見区桃山与五郎町 1番地の331

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)